

帳票レイアウトに対するご意見（固定資産税）

#	帳票No.	帳票名称	該当か所 (印字項目No.等)	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	意見団体	要件反映有無	WT検討	区分	事務局方針
1	2	土地（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	23	実用上の懸念	「土地の課税標準の特例措置の類型」が削除されているが、地方税法附則第15条の5において「附則第十五条から第十五条の三の二までの規定の適用を受ける固定資産については、これらの規定により固定資産税の課税標準とされる額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。」とされているが、この規定の額だけでなく類型（種別）についても表示されることで納税者への説明責任を果たすことになる。	同左	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「特例措置の類型」を印字することで、納税者への説明がしやすいと考えられるため、備考に印字することといたします。
2	2	土地（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	25	実用上の懸念	「非課税措置の類型」は前回WTにて「非課税措置の理由」等に名称変更することとしたのではなかったか。	同左	G市	反映あり		土地家屋	帳票レイアウトの表頭部分について、納税者が分かりやすいように「非課税措置の理由」等に変更する方針でありましたが、本項目は「備考に印字する項目」にしたため、表頭自体がなくなりました。印字項目の名称については、機能要件に合わせ「非課税措置の類型」のままといたします。
3	2	土地（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	27	実用上の懸念	「前年度課税標準額又は比準課税標準額」が備考欄への印字となっているが、法附則第28条第1項の規定において、地目変換等があった場合は「比準課税標準額」を登録しなければならないとされていることから、レイアウト上も定義すべきではないか？	同左	G市		●	土地家屋	【G市以外】事務局では、「比準課税標準額」は「備考欄に印字する項目」としてありますが、備考欄ではなく、枠を設けて印字すべきでしょうか？
4	2	土地（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	—	実用上の懸念	「負担水準」が削除されているが、法附則第28条第1項において、法附則第18条、19条の4等の適用を受ける場合はその額を登録しなければならないとされているが、その負担調整措置の計算過程である「負担水準」も表示されることで納税者説明に資する。	同左	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「備考欄に印字する項目（実装してもなくても良い項目）」といたします。
5	2	土地（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	—	実用上の懸念	「現に所有しているもの」の欄が無いのであれば、当該所有者（納税義務者）が登記簿の所有者と異なる場合に「現に所有しているもの」である旨表示すべきではないか？（法第381条第1項の規定の納税者説明に資する。）	同左	G市		●	土地家屋	【全団体】ご意見を踏まえて、「現に所有する者である旨」がわかるようにいたします。その際の表示方法について、以下から選択ください。 ①備考欄に登記名義人の氏名を印字 ②「氏名又は名称」の欄に、現に所有する者の氏名又は名称が印字される場合は、その後に「（現に所有する者）」と印字する。 ③その他（具体的に教えてください。）
6	10	家屋（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	31	実用上の懸念	「課税標準の特例措置の類型」が削除されているが、納税者説明において必要であるため復活してほしい。	土地のように法律的な裏付けはないが、類型（種別）についても表示されることで納税者への説明責任を果たすことになる。	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「特例措置の類型」を印字することで、納税者への説明がしやすいと考えられるため、備考に印字することといたします。
7	10	家屋（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	38、39	実用上の懸念	「課税標準額」が諸元表上は削除されているが、法381条第6項の規定により、「第349条の3、第349条の3の2…の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た金額を、…固定資産課税台帳に登録しなければならない。」とされており、結果として「課税標準額」を登録し表示する必要があるのではないかと考える。（レイアウトには存在しているように見える。）	同左	G市	反映あり		土地家屋	ご指摘のとおり修正いたします。
8	10	家屋（補充）課税台帳（閲覧用）（都計あり）	—	実用上の懸念	「現に所有しているもの」の欄が無いのであれば、当該所有者（納税義務者）が登記簿の所有者と異なる場合に「現に所有しているもの」である旨表示すべきではないか？（法第381条第1項の規定の納税者説明に資する。）	同左	G市			土地家屋	#5の議論結果と合わせます。
9	35	償却申告案内（汎用紙）	備考欄	見やすさ・記入しやすさ	前回ワーキングでの意見が反映されていません。01.帳票WT⑩資料①.残課題について.xlsxの#45（1市「桁をそろえて欲しい」旨）#46、#47、#49（G市、H市、I市「取得価額も表示した方がよい」旨）。	事務局対応方針でも、桁を揃えること、取得価額を表示することとなっているはずですが。	I市	反映あり		償却	ご指摘のとおり修正いたします。

#	帳票No.	帳票名称	該当か所 (印字項目No.等)	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	意見団体	要件反映有無	WT検討	区分	事務局方針
10	36	No.036 償却申告案内 (はがき)	備考欄	見やすさ・ 記入しやす さ	前回ワーキングでの意見が反映されていません。01_帳票WT ⑩_資料①_残課題について.xlsxの#45 (1市「桁をそろえて 欲しい」旨) #46、#47、#49 (G市、H市、I市「取得価額も表示した方が良 い」旨)。	事務局対応方針でも、桁を揃えること、取得価額を表示する こととなっているはずですが。	I市	反映あり		償却	ご指摘のとおり修正いたします。
11	56	共有者氏名表	—	その他	「不動産番号」欄を追加してはどうか。	閲覧台帳にも追加されたことから、証明書についても追加し たほうが所有者にも親切かと思われる。	G市			土地家屋	事務局案では、「共有者氏名表」に「不動産番号」を追加して おります。
12	63	名寄帳兼(補充)課税 台帳	12,13	見やすさ・ 記入しやす さ	納税管理人等情報の氏名と住所を備考欄に表示する場合、 「納税管理人+スペース+氏名又は名称+住所」の形式で備 考の2行目に編集する。	帳票上段の欄への表示がなくなり備考欄への表示となり、表 示している氏名や住所の説明が必要となるため。	A市	反映な し		土地家屋	印字の際の表示方法については、ベンダの実装に委ねます。
13	63	名寄帳兼(補充)課税 台帳	45,79	その他	以下の認識でよろしいでしょうか。 45:土地/区分所有の持分割合 ※実装すべき項目 「家屋番号又は区分所有土地の持ち分割合」欄へ表示とな り、 備考欄に表示されない。(サンプルの備考欄に記載があり ます。) 79:家屋/区分所有の持分割合 ※実装してもしなくても良い 項目 備考欄へ表示 「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」と表記(前ゼロなし)	サンプルの備考欄に、ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9と記 載がありますが、土地の場合のみ、「家屋番号又は区分所有 土地の持ち分割合」欄へ表示して、備考欄には不要となるの かを念のため確認させていただきます。	A市	反映な し		土地家屋	ご認識のとおりです。 区分所有に係る土地については、一筆全体の評価額を印字する ため、「区分所有の持分割合」を「実装すべき項目」としてい ます。一方で、区分所有に係る家屋については、部屋ごとの評 価額を印字することになっており、「区分所有の持分割合」を 「実装してもしなくても良い項目」としています。 なお、サンプルの備考欄に印字されている 「ZZZZZZZZZZZZ9/ZZZZZZZZZZZZ9」については、誤植であるた め削除いたします。
14	64	名寄帳兼(補充)課税 台帳(都計あり)	28	その他	固定資産税の「本則課税標準額」が実装してもしなくても良 い項目となっているが、レイアウトに存在しかつ都市計画税 の同項目は実装すべき項目となっていることから項目一覧を 修正すべきと考える。	同左	G市			土地家屋	ご指摘を踏まえて「名寄帳兼(補充)課税台帳」の印字項目の 「本則課税標準額(固定資産税)」を「実装すべき項目」に修 正いたします。
15	64	名寄帳兼(補充)課税 台帳(都計あり)	45	見やすさ・ 記入しやす さ	「土地の区分所有の持分割合」について、レイアウト上「区 分所有土地の持ち分割合」となっているが、不正確であるた め『区分所有家屋の敷地の持分割合』などにするのはどう か？	同左	G市	反映あり		土地家屋	ご指摘のとおり修正いたします。
16	64	名寄帳兼(補充)課税 台帳(都計あり)	108	その他	資産計、都市計画税、区分所有分の軽減税額が存在するが、 固定資産税は項目一覧表上存在しない。また、レイアウト上 は両項目共に存在していない。	同左	G市			土地家屋	事務局案では、「名寄帳兼(補充)課税台帳(都計あり)」のレ イアウト上、資産計、固定資産税、都市計画税、区分所有分を 印字する欄を追加しております。 レイアウトに合わせて、印字項目一覧を修正いたします。 (※)【他帳票についても同じ】 レイアウトを更新しましたが、印字項目一覧の更新はできてい ないため、事務局案のレイアウトと印字項目一覧の内容が一致 していない箇所がございますが、今後レイアウトに合わせて印 字項目一覧を修正いたします。 具体的には、レイアウトにおいて、枠を設けている項目：印字 項目において、「実装すべき項目」として要件化したします。
17	64	名寄帳兼(補充)課税 台帳(都計あり)	No.112各期税額	実用上の懸 念	「随1」及び「随2」にはどのように印字されるイメージ か？	随時課税が2回以上行われた場合や税額の更正減が行われた 場合の印字イメージを教えてください。	G市			土地家屋	・納期については、自治体の状況に応じて、変更や追加を行う ことができることとなります。 ※仕様書「(1)各地方団体において条例等に定める事項の 対応」より ・「更正減」の場合は、下記の方針のとおりとなります。 <参考 機能要件6.5.5.> 更正処理に際して、期別税額が再計算されること。その場合、 到来済みの納期限に係る期別税額ではなく、未到来の納期限に 係る期別税額が変更されること(税額がゼロとなるなど、到来 済みの納期限に係る期別税額の変更が避けられない場合を除 く。)

#	帳票No.	帳票名称	該当か所 (印字項目No.等)	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	意見団体	要件反映有無	WT検討	区分	事務局方針
40	63(64)	名寄帳兼(補充)課税台帳	79(94)	その他	償却資産の「評価額」(実装すべき項目)は、どこに印字する想定か。	課税標準額は右上に枠があるが、評価額の欄が見当たらないため。	K市			償却	【全団体】 名寄帳兼(補充)課税台帳において、償却資産の明細は印字されず、固定資産税額の算出のために「課税標準額の合計額」を印字することとしております。 名寄帳兼(補充)課税台帳に、償却資産の評価額を印字する必要はありますか？ (必要でなければ、印字項目「実装すべき項目」から削除いたします。)
18	71	納税通知書(土地・家屋)(都計あり)	—	事務効率化	納税通知書のレイアウトを端末発行分はA4縦型の汎用サイズも可である想定である。	都では納税次通知書の送付が当初課税で300万件を超えることから納税通知書作成を委託し、一括印刷(横長レイアウト)しているが、その後のオンラインによる端末発行による作成分は汎用サイズであるA4縦型も出力しているため。	G市	反映なし		土地家屋	帳票要件の「用紙サイズ(外部帳票)」に合わせたサイズで帳票作成していただきますが、(端末から随時発行する場合などは)必要に応じて、作成した帳票データを、他の用紙に合わせて印刷していただくことは差し支えありません。
19	71	納税通知書(土地・家屋)(都計あり)	2	実用上の懸念	前回のWTにて、「課税年度と賦課年度の印字について、皆さんの意見も割れていることから、どちらも印字するものとし、どちらを表題に持ってくるかはレイアウトの方で検討する。」としていたが、各レイアウトに同項目(課税年度)が存在しない。(その他帳票も同様)	同左	G市	反映なし		土地家屋	ご指摘のとおり反映しておりませんでした。 事務局としては以下のとおりといたします。 ・納税通知書、課税明細書、減免決定通知書：課税年度と賦課年度を併記する。 ・帳票タイトルには「課税年度」を印字することとする。 ・上記以外の帳票(証明書等)：「対象年度」を「課税年度」に修正する。 <参考> ① 課税年度：本来課税を行うべき年度。(例)軽自動車税等において、過年度の課税物件異動に対して遡及して課税し、現年度に通知を行った場合は、過年度が課税年度となる。 ② 賦課年度：納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度。(例)軽自動車税等において、課税物件異動に対して遡及して課税し、現年度に通知を行った場合は、現年度が賦課年度となる。 #16の(※)と同様に対応いたします。
20	71	納税通知書(土地・家屋)(都計あり)	—	実用上の懸念	当レイアウトにおいて、当初課税後の増額(随時)課税時に当初課税+増額課税の総額を表示すると納税者の誤解を生む可能性がある。増額分のみを表示することとした場合どのように表示すべきか。	同左	G市	反映あり		土地家屋	当初課税後の増額(随時)課税時は、更正(賦課)決定通知書を使用していただく想定です。
21	74	課税明細書(都計あり)	新規	見やすさ・記入しやすさ	「土地の区分所有の持分割合」について、レイアウト上「区分所有土地の持分割合」となっているが、不正確であるため『区分所有家屋の敷地の持分割合』などにするのはどうか？	同左	G市			土地家屋	#15と同様
22	74	課税明細書(都計あり)		事務効率化	課税明細書レイアウトを納税通知書と同サイズも可能とすることとしていただきたい。	都では課税明細書は納税通知書と同封で送付している。(当初課税分は300万件を超える。)このためレイアウトも納税通知書と同サイズにし、センタで一括作成を行う必要があり、この課税明細書も項目は準拠したうえでレイアウトサイズは納税通知書と同サイズとしたい。 (別送、又は別サイズでの封入とした場合、現在の郵送料及び納税通知書作成の委託費が極めて増大してしまうため。)	G市			土地家屋	ご意見の機能は、以下の記載で実現可能となる想定です。 用紙のサイズについては、ペンダの実装に委ねますが、組み合わせで帳票を作成すれば、自ずとサイズも同一になる想定です。 <参考 機能要件8.1.3.> 実装してもしなくても良い機能：納税通知書、課税明細書、納付書及び更正決定通知書(税額更正処理後の場合のみ。)について、それぞれ組み合わせた帳票を作成できること。 備考：各帳票の組み合わせ(納税通知書兼課税明細書とするか、納税通知書兼納付書とするか)や、出力時に帳票を一体化する等の出力方法については、事業者のパッケージに委ねることとする。 ただし、印字項目や帳票レイアウトについては、それぞれの帳票の定めに準ずるものとする。
23	74	課税明細書(都計あり)	No.41、42	その他	登記と現況の床面積の説明(内容)が逆転している。	左記内容の修正をお願いします。	G市	反映なし		土地家屋	ご指摘のとおり修正いたします。

#	帳票No.	帳票名称	該当か所 (印字項目No.等)	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	意見団体	要件反映有無	WT検討	区分	事務局方針
24	75	納付書		事務効率化	納付書レイアウトを納税通知書と同サイズも可能とすることとしていただきたい。	都では納付書は課税明細書と納税通知書と同封で送付している。(当初課税分は300万件を超える。)このためレイアウトも納税通知書と同サイズにし、センター一括作成を行う必要があり、この納付書も項目は準拠したうえでレイアウトサイズは納税通知書と同サイズも認めていただきたい。(収入管理の要件の結果を受けての検討。)(別送、又は別サイズでの封入とした場合、現在の郵送料及び納税通知書作成の委託費が極めて増大してしまうため。)	G市	反映あり		土地家屋	#23と同様
25	87	減免決定通知書	1帳票タイトル	実用上の懸念	「減免不許可決定通知書」についても、当該帳票を準用することでシステム出力可能としてほしい。	都では敷地権が設定されている区分所有家屋の土地及び家屋(専有部分・共用部分問わず)に対しても適用可能な減免事由が複数存在している。仮に共用部分について減免申請がなされ不許可決定を発出する場合、最大で当該家屋の専有の戸数分不許可決定通知書を発出する可能性も十分にあるため。	G市	反映なし		土地家屋	ご意見を受けて、新しい帳票の要件化(実装してもしなくても良い帳票)を検討いたします。その際は、レイアウト案のご提供をお願いいたします。
26	87	減免決定通知書	31減免措置の類型	実用上の懸念	印字項目一覧の備考に、減免事由が複数ある場合には、減免事由欄に複数記載できることの記載をお願いします。		G市		●	土地家屋	要件の備考欄に「減免事由が複数ある場合は、複数印字できること」を追記いたします。
27	87	減免決定通知書	33減免措置の類型	実用上の懸念	印字項目一覧の備考に、減免事由が複数ある場合には、減免事由欄に複数記載できることの記載をお願いします。		G市			土地家屋	#27と同様
28	87	減免決定通知書	40減免措置の類型	実用上の懸念	印字項目一覧の備考に、減免事由が複数ある場合には、減免事由欄に複数記載できることの記載をお願いします。		G市			土地家屋	#27と同様
29	87	減免決定通知書	35,336,37,38,42減免措置による減免税額	実用上の懸念	項目名を「資産ごとの減免相当税額(円)」と表示すべきではないか。	「相当」税額と表示することで、都民からの問合せの際にも、減免税額と当該欄の合計が一致しないことについて説明をしやすくまた理解を得られやすいと考えられるため。	G市		●	土地家屋	ご意見を受けて「資産ごとの減免相当税額(円)」に修正いたします。
30	100	資産証明書	備考欄	事務効率化	証明書は、資産税担当課の窓口だけでなく、専門知識のない職員が外部の窓口でも発行しており近傍類似価格についての判断はできないため、資産税担当課の職員がシステムから入力した価格を外部でも印字できるようにしたい。	あらかじめ、全件の近傍類似価格を入力した物を印字する想定ではなく、請求の都度、職員が判断した価格を印字する想定です。印刷後の証明書に手書きするのではなく、システムからその場で入力したものを印字できる欄及び機能が欲しい。	C市	反映あり	●	土地家屋	【全団体】 資産証明書に、近傍類似価格を印字する必要性を教えてください。(当該証明書に、近傍類似価格を印字する必要が生じる頻度など) 【C市】 資産証明書、評価証明書、公課証明書、法務局宛評価通知書に、同様の意見をいただいておりますが、これらすべての帳票に、「近傍類似価格」が必要でしょうか。
31	100	資産証明書		その他	「不動産番号」欄を追加してはどうか。	閲覧台帳にも追加されたことから、証明書についても追加したほうが所有者にも親切かと思われる。	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「不動産番号」を「資産ごとの備考欄」に印字することといたします。
32	100	資産証明書		その他	「建物番号」欄を追加してはどうか。	区分家屋については「建物番号」の情報も保持していることから、追加したほうが所有者にも親切かと思われる。	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「建物番号」を「資産ごとの備考欄」に印字することといたします。
33	103	評価証明書	備考欄	事務効率化	証明書は、資産税担当課の窓口だけでなく、専門知識のない職員が外部の窓口でも発行しており近傍類似価格についての判断はできないため、資産税担当課の職員がシステムから入力した価格を外部でも印字できるようにしたい。	あらかじめ、全件の近傍類似価格を入力した物を印字する想定ではなく、請求の都度、職員が判断した価格を印字する想定です。印刷後の証明書に手書きするのではなく、システムからその場で入力したものを印字できる欄及び機能が欲しい。	C市		●	土地家屋	#31と同様
34	103	評価証明書		その他	「不動産番号」欄を追加してはどうか。	閲覧台帳にも追加されたことから、証明書についても追加したほうが所有者にも親切かと思われる。	G市		●	土地家屋	#32と同様
35	103	評価証明書		その他	「建物番号」欄を追加してはどうか。	区分家屋については「建物番号」の情報も保持していることから、追加したほうが所有者にも親切かと思われる。	G市		●	土地家屋	#33と同様
36	107	公課証明書(土地・家屋)(都計あり)		その他	「不動産番号」欄を追加してはどうか。	閲覧台帳にも追加されたことから、証明書についても追加したほうが所有者にも親切かと思われる。	G市		●	土地家屋	#32と同様

#	帳票No.	帳票名称	該当か所 (印字項目No.等)	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	意見団体	要件反映有無	WT検討	区分	事務局方針
37	107	公課証明書(土地・家屋)(都計あり)		その他	「建物番号」欄を追加してはどうか。	区分家屋については「建物番号」の情報も保持していることから、追加したほうが所有者にも親切かと思われる。	G市		●	土地家屋	#33と同様
38	113	法務局宛評価通知書(指定物件のみ)	備考欄	事務効率化	証明書は、資産税担当課の窓口だけでなく、専門知識のない職員が外部の窓口でも発行しており近傍類似価格についての判断はできないため、資産税担当課の職員がシステムから入力した価格を外部でも印字できるようにしたい。	あらかじめ、全件の近傍類似価格を入力した物を印字する想定ではなく、請求の都度、職員が判断した価格を印字する想定です。印刷後の証明書に手書きするのではなく、システムからその場で入力したものを印字できる欄及び機能が欲しい。	C市		●	土地家屋	#31と同様
39	104 ~ 108	公課証明書	備考欄	事務効率化	証明書は、資産税担当課の窓口だけでなく、専門知識のない職員が外部の窓口でも発行しており近傍類似価格についての判断はできないため、資産税担当課の職員がシステムから入力した価格を外部でも印字できるようにしたい。	あらかじめ、全件の近傍類似価格を入力した物を印字する想定ではなく、請求の都度、職員が判断した価格を印字する想定です。印刷後の証明書に手書きするのではなく、システムからその場で入力したものを印字できる欄及び機能が欲しい。	C市		●	土地家屋	#31と同様
41	95-1	更正(賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)(都計あり)	No.11~15	実用上の懸念	「お問い合わせ先」欄の位置を変更する。	窓あき封筒での送付を想定しているのであれば、位置を「納税通知書等送付先情報」の近くすべしと考える。	G市		●	土地家屋	「お問い合わせ先」については、封筒から通知書を取り出して確認できれば良い項目であると考えます。したがって、現行どおりといたします。
42	95-1	更正(賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)(都計あり)	No.78~83	その他	「区分所有分の税額」欄は帳票レイアウト上どの位置なのか?	諸元表上は項目があるが、帳票レイアウト上は見当たらない。	G市		●	土地家屋	レイアウト上では、区分所有家屋に係る税額は、「軽減・減免前税額」及び「年税額」に含まれます。一方、区分所有家屋の敷地である土地に係る税額は、「共用土地税額」に印字されます。レイアウトに合わせて、諸元表を修正いたします。
43	95-1	更正(賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)(都計あり)		その他	「文書番号」の欄を追加してほしい。	「文書番号」は必要である。	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「文書番号」を「枠を設けない項目」として追加いたします。(他の帳票と合わせます。)
44	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	4	見やすさ・記入しやすさ	通知書番号は発行年月日の上に表示してほしい。	通知書番号は納税義務者情報というより、文書の管理項目として、発行年月日とまとめて設けるべきと考える。	G市		●	土地家屋	【G市】 ご意見を踏まえて、「通知書番号」の位置を修正いたします。(発行年月日の上) その際には、枠のないスペースに通知書番号のみを印字したほうがよいのか、枠を設ける等により、通知書番号が印字されている旨が分かるようにするほうが良いのか教えてください。
45	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	11~15	見やすさ・記入しやすさ	更正(賦課)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)と同様に、帳票レイアウトの右下に問合せ先情報を設けてほしい。	帳票項目一覧上、お問い合わせ先情報欄があるが、レイアウトには存在していないように見受けられる。	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、「お問い合わせ先」を追加いたします。
46	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	23	実用上の懸念	更正事由は、納税義務者単位ではなく修正対象(物件)単位に保持する方がよいのではないかと。	更正事由の印字内容による。個別具体的な更正事由(住非認定の変更、評価単位や適用路線の見直し等)を納税義務者単位で印字すると、同一対象年度内で複数の通知書が作成される場合があり、納税者がわかりにくいのではないかと。	G市		●	土地家屋	【G市】 ご意見を踏まえて、「更正事由」を現行の位置から、資産ごとの明細の欄に移動いたします。その際は、「資産ごとの備考」の上に印字することとしますが、よろしいでしょうか?
47	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	16	実用上の懸念	印字対象が3件以上ある場合、3件目以降のレイアウトはどのようなになるか。1枚の用紙に収まらない場合は、2枚目以降の用紙に通知書番号がどのように印字されるのか。	現行では1件別に通知書番号が印字された用紙を発行しているが、納税者単位及び相当年度単位で用紙が発行されるのであれば、ページが分かれる度に通知書番号や公印を別で発行すると管理が煩雑となるのではないかと。	G市		●	土地家屋	3件目以降は、2枚目以降の用紙に印字されることについて、お見込みのとおりです。また、その際には、通知書番号は同一(同一の納税義務者に対する修正については、2枚目以降も同一の通知書番号)とし、公印については、1枚目のみに印字される等の実装は、ベンダに委ねます。
48	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	-	見やすさ・記入しやすさ	修正対象(物件)単位に不動産番号を表示してほしい。	不動産番号は物件を一意に特定できる情報であり、納税者にとってわかりやすいと考える。	G市		●	土地家屋	ご意見を踏まえて、資産ごとの備考欄に印字することといたします。
49	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	34、35、59、60	見やすさ・記入しやすさ	評価額は固定資産税・都市計画税で共通項目としてほしい。	固定資産税・都市計画税で評価額は同じである。	G市		●	土地家屋	ご指摘を踏まえて、レイアウトを修正いたします。
50	97-2	更正(価格)決定通知書(土地・家屋)(都計あり)	28、29	見やすさ・記入しやすさ	更正前、後の所在について、所在そのものを更正するケースはまれであり、所在をキーとして更正処理を行うことから所在欄の更正前後は不要と考える。(家屋番号も同様)	同左	G市		●	土地家屋	【全団体】 別途調査により、更正前後の所在地をどちらも印字している団体もいましたが、本帳票は、所在地の更正を納税義務者に知らせるための帳票ではなく、法417に基づき、評価額の更正を知らせるものであるため、「所在地」については、「更正後の所在地(所在地の更正がなければ、単に所在地)」を印字することといたしますが、よろしいでしょうか?